グリーン購買ガイドライン

2006年7月改定

目次

Ⅰ. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1～2

Ⅱ. 環境方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

Ⅲ. お取引先へのお願い事項

　1.　環境マネジメントシステムの確立・・　4

　2.　環境保全活動の推進・・・・・・・・・・・・　5

　3.　提出依頼書類・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

Ⅳ. 添付資料

　1.　ISO14001認証取得状況報告書

　2.　環境マネジメント自主評価表

　3.　クラリオン化学物質分類

　4.　クラリオン化学物質分類詳細

　5.　クラリオン化学物質管理リスト

　6.　CTSAシート（特定物質調査表）

　7.　アゾ化合物(アゾ染料・顔料)対象物質

　8.　VOC 室内濃度指針値

クラリオン株式会社

Ⅰ．はじめに

日頃から弊社企業活動にご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

企業経営において、環境への対応が重要視される中で購買という機能の重要性を認識することが不可欠となります。 環境負荷物質を低減させていくためには、物品の購入段階での適切な対応が必要です。 特に化学物質削減の関しては、EU 加盟国で既に発効されたELV 指令及びRoHS 指令（2006 年7 月1 日発効)の遵守及び日本、中国などの各地域で製品含有化学物質使用の法規制が強化されようとしています。

こうした中、クラリオングループではグローバルな環境施策の動向に応じCSR の視点から「グリーン購買活動」の推進をしてまいりました。 これは、経営、企画、設計開発、調達、生産、販売、リサイクル、商品廃棄といった製品ライフサイクルすべての段階での積極的な環境負荷低減を目指したものです。 より環境負荷の少ない物品調達、いわゆるグリーン調達を推進するために、ここに「グリーン購買ガイドライン」を改定いたしました。

サプライチェーンにおきましても信頼に基づく責任範囲を明確にした取引の関係を構築してまいりたいと存じますので、お取引先各位のご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

私どもは、お取引先の皆様の充分なご理解と連携強化が不可欠であると考えており、お取引先への依頼事項を「グリーン購買ガイドライン」として取り纏めましたのでご協力の程お願い申し上げます。

２００６年７月１日

クラリオン株式会社
常 務 執 行 役 員
グローバル調達本部長
川本　英利

1. 改定の主旨

EU法規制（ELV 指令、RoHS 指令発効）の変化点及び日本自動車工業会（以下自工会）自主規制等を反映すると共に、化学物質の人体や環境への影響力について整理し、見直しを行った。 また、他業界での取組内容に歩調を合わせ、さらに技術難易度についての調査結果を基に「クラリオン化学物質管理リスト」（添付資料5）の実施期限の見直しを行った。

（アンダーラインの文章は今回の改訂個所）

2. 主な改定項目

1. 適用範囲
2. 「グリーン購買ガイドライン」適合宣言書提出要請
3. 提出依頼書

＊ 新規出図図面への環境情報の記載追加
（06年7月以降新規に発行する図面については環境負荷物質(六物質)非含有を図面に記載）

Ⅱ. 環境方針

＜基本理念＞

クラリオン㈱は、環境の保全が全世界の最重要課題の一つであり企業経営の基本であることを認識し、企業理念（経営姿勢）の「人と社会と自然の調和を図り環境維持に努める」「地域社会の発展の為に企業市民としての責任を全うする」に則って企業活動のあらゆる面で環境の健全性には配慮して行動する。

＜基本方針＞

当社は、カーマルチメディア機器を主体とした設計、製造及び販売の事業活動における、製品及びサービスによる環境影響を評価し、重要な項目に関して技術的、経済的に可能な範囲で環境目的・目標を設定し、見直しを行い環境への負荷を継続的に改善する。

1. 環境に関する法規制や協定、等の自主設定基準を遵守する。
2. 製品の設計段階より環境汚染物質や天然資源、等の省資源及びリサイクル設計を推進する。
3. 製造や販売活動では、省エネ及び廃棄物の減量化とリサイクルを推進循環型の経済社会を目指す。
4. 事業所の排出水、事故・緊急時の油や有害物質、等の漏出による環境汚染の予防を図る。
5. また、事業所の緑化や周囲景観の向上と騒音及び振動防止に努力し地域環境の保全に努める。
6. 全従業員に環境方針を周知し教育・訓練により環境保全に関する知識の向上と啓蒙を図る。
7. この環境方針は，社外にも公表する。

Ⅲ. お取引先へのお願い事項

1. 環境マネジメントシステムの確立

環境マネジメントシステム（EMS）では、環境方針の策定、環境管理責任者の決定、環境負荷の把握、目標設定などを求めています。EMSは、環境負荷を確実に低減させる為の重要な「仕組」ですが、同時に以下の効果が期待されます。

(1) 直接的効果

① コストの低減

資源やエネルギー、廃棄物処理コストなども削減できます。また、事故や勧告を受けての事後対応よりも普段から体系的に取組む方がコストをより低く抑えることが出来ます。

② 環境リスクの回避

環境基準オーバーや環境事故の予防に効果があります。

(2) 間接的効果

① 顧客からの要請への対応

顧客・消費者のグリーン調達等に対応が容易になります。

② 経営管理手法の定着

マネジメントプロセスを体系化することに繋がり、個人のスキルに頼った管理やノウハウ伝承を組織的に実施しやすくなります。

③ 企業イメージの向上

このような観点から、お取引先の皆様に国際規格ISO14001（またはEMAS等の第三者機関による認証）の取得、若しくはこれに準拠した環境マネジメントシステムの整備をお願いいたします。
「ISO14001認証取得状況報告書」（添付資料1）の提出をお願い致します。認証未取得のお取引先につきましては「環境マネジメント自主評価表」（添付資料2）を定期的に作成・提出願います。
お取引先の選定に関しまして、従来からのQ（適正な品質）、C（適正なコスト）、D（安定した供給）、D（技術開発力）にE（環境にやさしい）という評価要素を加え、環境保護を含め総合的に取組んでいるお取引先から優先的に調達致します。

2. 環境保全活動の推進

（1） 適用範囲

① クラリオングループ（国内、海外生産現法）が設計し（設計委託を含む）製造を委託・及び他社製品を購入しクラリオングループの商標を付して販売する製品。

② 上記に示す製品に使用する生産用副資材、部品、材料、製品（但し顧客から指定された部品、材料は除く）。

③ 取扱説明書、保証書、製品に同梱されるその他印刷物と梱包材。

④ 製品に直接触れる治工具・機械設備等から製品に対象物質が付着、移行する可能性がある場合は製品と触れる部位は対象となる。

（2） 「グリーン購買ガイドライン」適合宣言書提出要請

調達管理部門発行「取引先の為の品質システムガイドライン」（05年8月31日改訂版）「7章製品実現（購買）Ⅱ当社の要求事項」に基づいたグリーン購買ガイドライン活動への協力、及び「クラリオン化学物質管理リスト」（添付資料5）に記載した環境負荷物質の廃止期限の遵守及び不使用宣言としての「適合宣言書」提出。

＊適用除外部品が有る場合はクラリオンと協議の上、詳細リスト（対象部品名、型番、適用除外理由を記載）を添付し提出。

（3） 省資源化・省エネルギー化への取組み

① 製品の小型化、軽量化

② 製品の動作時、待機時の消費電力削減

（4） リサイクルへの配慮

① 製品には熱硬化性プラスチックの使用を可能な限り回避し、リサイクル可能なプラスチック材料を使用

② 製品には廃棄時の不適切な処理によるダイオキシン等の発生防止のため、可能な限りポリ塩化ビニルの不使用

（5） 梱包材の環境配慮

① 可能な限り梱包荷姿は通い箱化

② 繰り返し使用できるトレイ、スティック等の使用

③ 梱包材についても「クラリオン化学物質管理リスト」（添付資料5）の禁止・制限遵守

（6） 提案

環境負荷の少ない部品・材料に関しての紹介、提案

3. 提出依頼書

(1)「適合宣言書」

(2)「CTSAシート(特定物質調査表)」

(3) IMDS(International Material Data System)インプットを前提とした資料 (都度)

(4) 鉛、六価クロム、水銀、カドミウム(SOC４物質)の非含有証明書* (都度)
*蛍光 X 線分析装置、ICP 分析装置による分析データー

(5) VOC 関連物質(特定13物質)の分析データー (都度)

(6) 提出期限及び問合せ先

提出要請期限内回答厳守と回答期限遅れの事前連絡

(7) 提出先

調査回答は原則として **e-mail で下記アドレスに**提出。

e-mail address: **PURCHASING@clarion.co.jp** (CTSAシート提出先)

CC: **Shoichi_Nohara@clarion.co.jp**

Hiroshi_Inoue@clarion.co.jp

TEL. 048－443－1970 (ダイヤルイン)